

第1章 計画策定にあたって

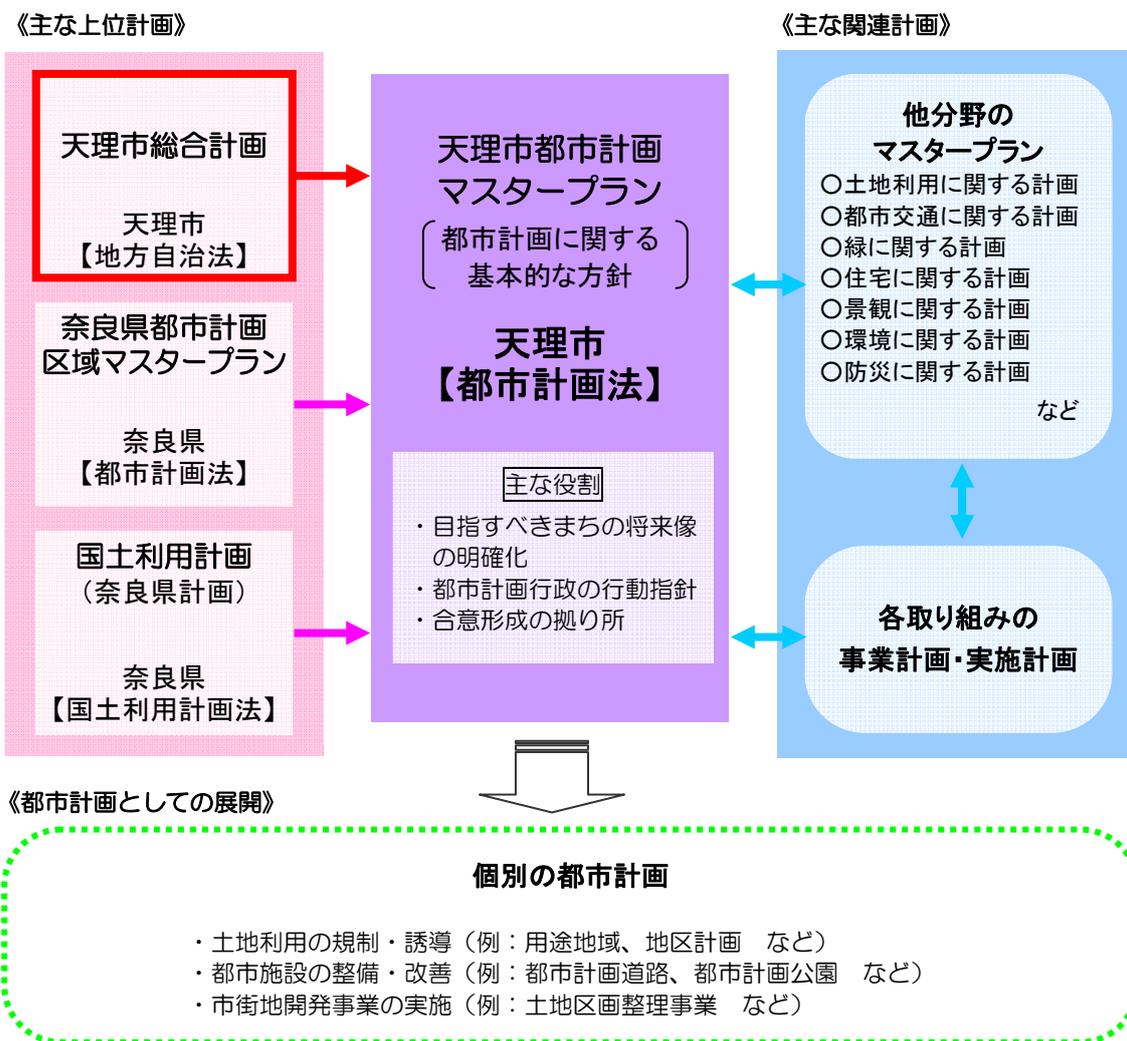
I 基本的事項

(1) 目的と役割

都市計画は、国土のうち最も人が集まる市街地において、健康で文化的な生活や機能的な産業活動が可能なまちをつくることを目的としています。

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、目指すべきまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたものです。また、個別の都市計画の詳細な内容を定めるものではなく、他分野のマスタープランなどとの連携を図りながら、都市計画を展開する指針となるものです。

天理市都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は、天理市が定める最上位計画である「天理市総合計画」、奈良県が定める「奈良県都市計画区域マスタープラン」並びに「国土利用計画」などの上位計画に即しつつ、社会経済情勢などにも配慮し、住民の意見を反映して策定しました。



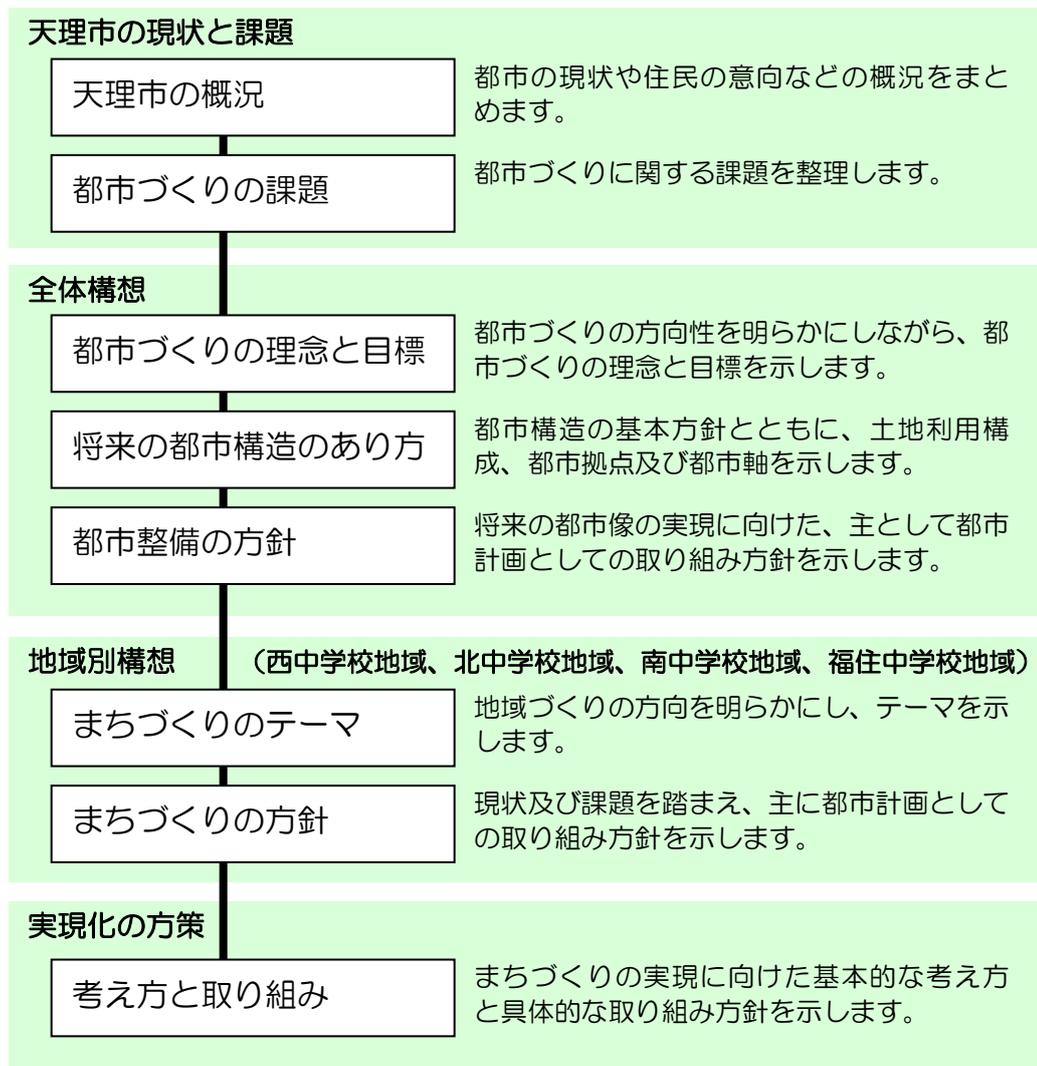
(2)目標年次

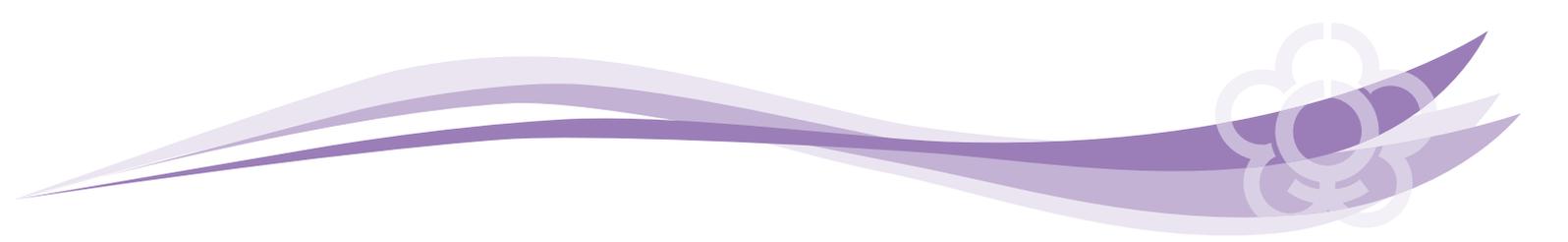
本計画は、概ね 20 年後（平成 45 年度）のまちの将来像を見据えながら、概ね 10 年後（平成 35 年度）の道路や公園、市街地などに関する取り組み方針を示すものです。

(3)対象区域等

奈良市をはじめとする 12 市、12 町、1 村からなる大和都市計画区域が、天理市域全域に指定されています。このため、本計画は、天理市域全域を対象とします。

(4)計画の構成





(5)社会経済情勢の著しい変化への対応

わが国においては、「人口の減少及び少子高齢化の進展」「厳しさを増す財政状況(都市経営コスト効率化の要請)」「規制緩和、地方分権の推進、激化する都市間競争」「高度情報化、国際化、地球環境問題の顕在化」など、社会経済情勢が著しく変化しています。社会経済構造の拡大成長から持続的成長への転換期であることを踏まえ、成熟した質の高い社会の形成に向けた都市政策が求められています。また、東日本大震災などにより、「安全・安心」への重要性は高まっています。

こうした社会経済情勢の中、他都市と同様に本市においても、地域の創意工夫により、まちの持続的な発展を見据えた取り組みを積極的に推進すべき状況にあります。

一方、都市計画法の改正による都市計画マスタープランの創設を受け、本市では平成9年4月に天理市都市計画マスタープランを策定しました。その後、先に示した社会経済情勢の著しい変化に直面するとともに、京奈和自動車道など都市基盤施設の整備推進など、本市を取り巻く状況が変化しました。

この天理市都市計画マスタープラン(第2次)は、社会経済情勢を含む本市を取り巻く状況を勘案して、これまでの市街地の拡大を前提とした「整備」「開発」を主体とした計画から集約型の都市の形成を目指した「維持・保全」「改善(長寿命化)」を主体とした計画に転換することが必要となっています。

II 上位計画

奈良県都市計画区域マスタープラン	
策定主体	奈良県
策定年月	平成 23 年 5 月
目標年次	平成 32 年
基本理念	奈良の未来を創る～ 「歴史・自然あふれる元気で安全・安心な『まほろば』の創出」
基本目標	<p>魅力の維持・創造（奈良らしさを守り・育て・活かす）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●豊かな自然環境や恵まれた歴史文化遺産等の保全・活用 ●良好な都市景観の形成 ●奈良らしいゆとりある住宅地の形成 ●吉野三町などにおける魅力ある地域づくりの推進 <p>賑しさを増す社会経済情勢への対応（奈良のまちを元気にする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業・経済を支える道路網の形成 ●経済活性化につながる都市づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> 滞在周遊型観光振興に資する都市づくり 多様な都市機能を有する拠点都市づくり 産業機能の集積促進を考慮した都市づくり <p>安全・安心などへの対応（安全・安心で人・環境にやさしいまちとする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心な都市づくりの推進 ●人・環境にやさしい都市づくりの推進
都市の将来像	<p>本県は、多くの歴史文化遺産と固有の自然環境や歴史的風土を有するかけがえない地域としての性格と、大阪の影響を強く受け大都市圏として計画的整備が求められる性格を持っている。これらに加え、今後、都市間競争に生き残るためには、社会資本整備が整いつつあることを契機に、地域の個性を重視した豊かで活力ある持続可能な都市を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■県土の都市活動の中心となる 2 大拠点(奈良、橿原)と個性豊かな主要生活拠点の形成 ■拠点間の交流や産業活動を支える連携軸(ネットワーク)の形成 ■観光交流拠点の形成 ■観光交流拠点をつなぐ奈良らしい観光交流軸の形成 ■地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創るための機能の集積等

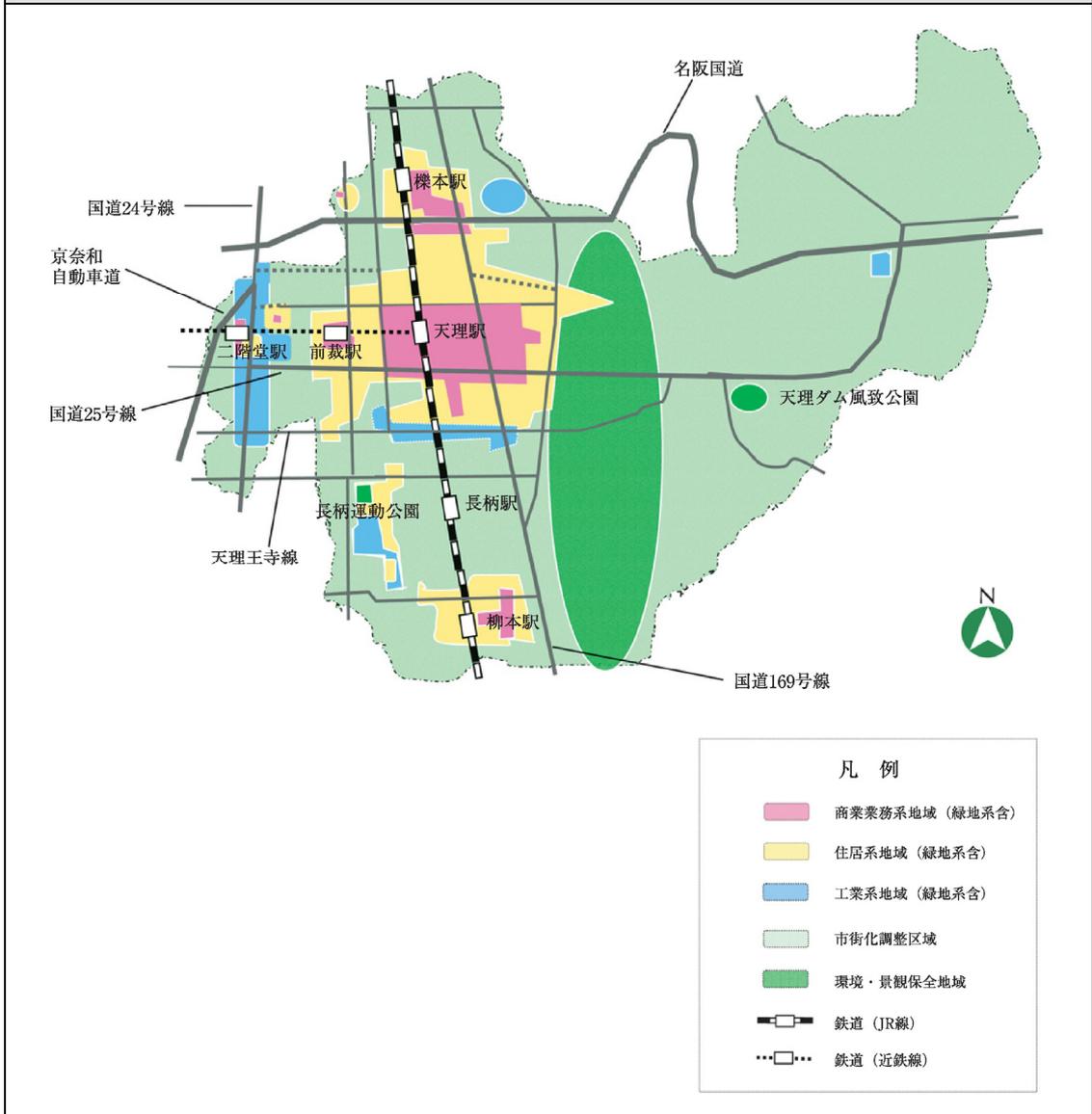


天理市第5次総合計画	
策定主体	天理市
策定年月	平成22年4月
計画期間	平成22年～平成31年度
基本理念	互いが尊重し感謝しあい助け合う幅広い人と人との「つながり」を大切にして、安全で快適な「にぎわい」のあるまち、市民と行政がともにつくる「協働」をまちづくりの基本理念とします。
基本目標	めざすべき都市像 つながり、にぎわい・未来を創造するまち ～人と人とのむすびつきを大切にし、みんなで作る活力あるまち 天理市～
分野別 基本方針	<p>《教育・文化》</p> <p>文化に触れ心豊かにたくましく生きるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.心豊かでたくましい児童・青少年の育成 2.誰もが尊重される地域社会の実現 3.市民が主体的に参画する生涯学習社会の形成 4.市民が環境保全の意識を高められるような環境教育の推進 5.市民が主役となり次世代に伝える文化活動の振興 <p>《健康・福祉》</p> <p>生涯いきいき暮らせるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.健康でいきいき暮らせる環境づくり 2.高齢者がいきいき暮らせる環境づくり 3.障害者がいきいき暮らせる環境づくり 4.子どもを安心して育てられる環境づくり 5.自立を支援する地域福祉の充実 <p>《産業・観光交流》</p> <p>にぎわいと活力のあるまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.にぎわいと活力を創る産業の振興 2.豊かな地域資源を活用する観光交流の推進 <p>《環境》</p> <p>環境を大切にしていこまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.環境保全と環境への負荷抑制 2.豊かな自然環境の実現 <p>《都市基盤》</p> <p>安全で快適なまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.安全・安心な体制づくりの推進 2.安全な生活環境の整備 3.適正な土地利用の推進 4.快適な生活環境の整備 <p>《市民参画・行財政》</p> <p>みんなで作る開かれたまち</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.情報の共有化と市民参画の推進 2.効率的な行政経営の推進

天理市第5次総合計画（続き）

土地利用方針	人口の減少、少子高齢社会、厳しい財政状況など社会経済状況が大きく変化している中、快適な生活環境の整備、にぎわい・活力のある商業・工業の振興、また良好な環境形成や市民の憩いの場の整備など、適正な土地利用を行う必要があります。
土地利用区分	<p>市街化区域 商業業務系、住居系、工業系、緑地系に分けて整備を推進</p> <p>市街化調整区域 農村集落等の地域振興や快適なまちづくりのため、周辺環境等を判断しながら限定的に開発を進める。また、開発計画がある地域については、自然的土地利用との調整の上で市街化区域に編入し、計画的な市街化を図る</p>

土地利用方針図



第四次奈良県国土利用計画

策定主体	奈良県
策定年月	平成 23 年 5 月
目標年次	平成 30 年 (基準年次 平成 17 年)
基本理念	<p>県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び歴史・文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る。</p>
基本方針	<p>自然と調和する県土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奈良を象徴する歴史的風土や自然環境の保全、これらと調和した土地利用を図る。 ・自然の健全な物質循環の維持、都市的土地利用にあたっての自然環境への配慮、生物多様性の確保など、人の営みと自然が飽和した土地利用を図る。 ・大和青垣をはじめとする良好な景観の保全と形成を図る。 ・自然とふれあいの場となる農山村空間を利用し、都市住民と農山村住民との交流・連携を進める。
	<p>安全で安心できる県土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に対する地域ごとの適正な土地利用に配慮し、防災拠点やオープンスペースの確保、病院の適正配置、ライフラインの多元化を推進する。 ・災害に関わる情報の周知や災害に強いまちづくりの推進など、減災を意識した土地利用を推進する。 ・森林の CO₂ 吸収源等公益的機能の維持・向上を図る。 ・生活環境の整備など、住みよいまちづくりを推進する。
	<p>経済活性化につながる県土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業機能の集積促進を考慮した産業立地の計画的な推進を図り、企業等が立地しやすい環境づくりを目指す。 ・京奈和自動車道をはじめとする道路網の総合的な整備など、県内外の地域との交流・連携の促進を図る。 ・案内施設等の観光交通基盤の整備、多様な宿泊施設の立地促進など、観光客が滞在し周遊しやすいもてなし環境の整備を促進する。 ・優良農地と担い手の確保、県産農産物の販路拡充と地産地消の推進、森林の整備・保全を図る。 ・活力の維持・向上が課題となっている地域は、都市住民との交流・連携を図りつつ、雇用の確保・創出に向けた地域振興策を展開する。
	<p>利便性と快適性のあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能分担、交流、連携を前提として、広域的な視点に立った自立性のあるまちづくりを推進する。 ・拠点性のある主要駅を中心とした多様な都市機能を有する市街地の整備の推進を図る。 ・住宅地は、量的供給から質の確保・向上へ重点を移行し、ゆとりある良好な住環境づくりを推進するとともに、まちなか居住を促進しコンパクトなまちづくりをめざす。 ・都市近郊の農用地、森林の憩いとやすらぎのある空間としての活用、市街地内の低未利用地の有効活用を図る。